

災害時における相互応援に関する協定書

愛知県刈谷市と埼玉県久喜市は、災害時における相互応援について、下記のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、刈谷市又は久喜市に災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の相互応援規定に基づき、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職種の職員の派遣
- (4) その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の窓口)

第3条 刈谷市及び久喜市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする刈谷市及び久喜市は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、後に災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする生活必需物資並びに資機材の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員数及び派遣期間
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) その他応援を必要とする期間

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災市の負担とする。

2 応援を受けた被災市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市から申し出があった場合には、応援市は一時立て替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、必要に応じて災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市が協議して別に定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成25年6月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、刈谷市、久喜市署名押印の上、各1通保有するものとする。

平成25年6月5日

愛知県刈谷市東陽町1番地1

刈谷市長

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市長